b　中間会計期間の末日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の１未満の株主については記載を要しない。

また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。

⑰　役員の状況

a　前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下⑰において同じ。）に異動があった場合に記載すること。

［ｂ～ｅ　略］

⑱　経理の状況

中間財務書類は、財務諸表等規則第328条第１項、第２項又は第４項の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

⑲　中間財務書類

a　次の中間財務書類を掲げること。

(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める中間財務書類を掲げること。

この場合において、中間財務書類の種類（中間会計期間に係る中間貸借対照表、中間損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる（(b)において同じ。）。

①　当該地域において中間連結財務諸表のみを開示している場合　中間連結財務諸表

②　当該地域において中間財務諸表のみを開示している場合　中間財務諸表

③　当該地域において中間連結財務諸表と中間財務諸表の両者を開示している場合　中間連結財務諸表

(b)　財務諸表等規則第328条第４項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。

b　当中間会計期間に係る中間財務書類と前年同中間会計期間に係る中間財務書類（連結財務諸表規則第96条又は財務諸表等規則第130条に規定する比較情報が含まれる場合については当中間会計期間に係る中間財務書類）を掲げて比較すること。

b　第２四半期会計期間の末日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の１未満の株主については記載を要しない。

また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。

⑰　［同左］

a　前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下⑰において同じ。）に異動があった場合に記載すること。

［ｂ～ｅ　同左］

⑱　［同左］

四半期財務書類は、四半期財務諸表等規則第85条第１項から第３項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

⑲　四半期財務書類

a　次の四半期財務書類を掲げること。

(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している四半期財務書類が、四半期財務諸表等規則第83条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、四半期財務書類を掲げること。

この場合において、四半期財務書類の種類（四半期会計期間に係る四半期貸借対照表、四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書並びに四半期累計期間に係るキャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる（(b)において同じ。）。

①　当該地域において四半期連結財務諸表のみを開示している場合　四半期連結財務諸表

②　当該地域において四半期財務諸表のみを開示している場合　四半期財務諸表

③　当該地域において四半期連結財務諸表と四半期財務諸表の両者を開示している場合　四半期連結財務諸表

(b)　四半期財務諸表等規則第85条第３項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された四半期財務書類を掲げること。

b　当四半期会計期間に係る四半期財務書類と前年同四半期会計期間に係る四半期財務書類（四半期連結財務諸表規則第５条の３又は四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報が含まれる場合については当四半期会計期間に係る四半期財務書類）を掲げて比較すること。